

植民地化前のジャワの国家に 關する覺書

—一七、一八世紀マタラム國家の
支配体制を中心ニ—

宮本謙介

はじめに

筆者が、別稿⁽¹⁾で植民地期ジャワ社会の特質を検討した際、その主たる関心は、植民地支配によって在来の社会経済構造が如何に歪曲⁽²⁾再編成せしめられ、その停滞的構造が再生産されに至ったかを明らかにすることであった。しかし、前稿では極めて不十分にしか扱えず、今後の課題としておいた論点のひとつに、植民地化前のジャワ社会が如何なる特質を有し、如何なる歴史的段階にあつたかを検討するという問題があつた。

植民地支配の浸透が、在來の社会的、經濟的諸關係に規定されたそれ以上に有り得ないとすれば、かかる課題は植民地時代の社会構造を把握するためにも不可欠の課題であり、同時にインデネシア史の発展を正当に評価するという見地からも重要な観であると考える。

そこで小論では、一七世紀前半にジャワのほぼ全域を支配下

に治む、ベトナムやボルネオの諸王国にも宗主權を及ぼしたと謂われるマタラム王国の支配体制を検討し、ジャワ中世社会を把握する準備的考察とした。

ヨーロッパのマタラム国家史に関する研究は、やはりスマリーケ(B. Schrieke)⁽³⁾、ヘン・フラー(H. J. de Graaf)⁽⁴⁾、マルトノ(S. Moertono)⁽⁵⁾、マクレフス(M. C. Ricklefs)などによって行なわれた。スマリーケはジャワ歴代諸王朝の精神面における支配イデオロギーの連續性、不变性を強調する所に特徴があり、マルトノも基本的にはスマリーケの所説に依拠しているようだと思われる。しかし、スマリーケが「一七〇〇年」のジャワの構造は、七〇〇年から「二〇〇〇年間(一六一九世紀)⁽⁶⁾」と信じ、マルトノが「二〇〇〇年間(一六一九世紀)⁽⁷⁾」、マタラム国家の構造に基本的変化はないなかつた」と言うとき、支配イデオロギーの連續性と社会構造の問題を混同してしまって、ジャワ中世史を停滞的に捉える危険性を有していると諷諭するを得ない。また、ドゥ・フラーの研究は、マタラム王朝の興亡やオランダ東印度会社(Verenigde Oost Indische Compagnie 以下 VOC と略記)との抗争についてはきわめて精緻であるが、王朝変遷史叙述に終始して、国家の歴史的性格や構造的把握といった視点が希薄である。マックレンの場合は、一八世紀のジャクシャカルタ王朝史に限定したものが、やはり政治史、王朝変遷史に偏重しているようだと思われる。

小論では、これらの諸研究を利用しながらも、筆者独自の視

角からマタラム国家像を再構成するために、その歴史的性格を考える上で重視すべき若干の論点を提示しておきたい。ただし、知りうる史実の限界から今回は主に國家の支配体制の検討に絞らざるを得ない。

- (一) 稲嶺「カラハナ植民地支配の社会的構成」
 (『國社會研究』)『Pemerintahan Kolonial Belanda
 dan Reorganisasi Sosial di Jawa (mimeo, unpublished,
 1982)』画「カラハナの農土地・州町の形成と其關係」
 小一八二八」(『I 植民地』第八一卷第H号), 画「植民地
 期カラハナ農土地・農民の問題分冊」(『I 植民地研究』第七卷第
 一章)。画「カラハナ植民地支配と東部カラハナ社会の再編
 造」(『東方トドカト・カラハナ研究』一九八三年一四号)。

(二) B. Schrieke, *Indonesian Sociological Studies*, Part
 II, The Hague, 1957.

(三) H. J. de Graaf, *De Regering van Panembahan
 Senapati Ingala*, Verhandeling van het Koninklijk
 Instituut voor Taal-, Land-en Volkenkunde (V.K.I.) vol
 13, 's-Grav., 1954. Do, *De Regering van Sultan Agung,
 Vorst van Mataram, 1613—1645, en die van zijn Voor-
 ganger Panembahan Seda-ing-Krapjat, 1601—1613,*
 V.K.I., vol. 23, 1958. Do, *De Regering van Suman Mangku-
 Rat I Tegal-Wangi, Vorst van Mataram, 1646—1677,*
 V.K.I., vol. 33, 1961. Th. G. Th. Pigeaud and H. J. de
 Graaf, *Islamic States in Java, 1500—1700*, V.K.I. vol.

—マタラムの興亡と支配原理

マジヤペヒト (Madjapahit) 王國滅亡（一四七八年）後のジャワ中・東部では、ほぼ一五〇年にわたって群雄割拠の時代が続くが、その中ではデマック (Demak)、シバハ (Jipang)、パヤン (Pajang) 等の王国が、他の小國家群を従えて比較的優位に立っていた。一六世紀に至るとパヤンの属国であったマタラムが勢力を得て、次頁に示したように次々と領地を拡大し、ついには東部ジャワの强国スラバヤを征服して（一六二五年）、中・東部ジャワの支配権をほぼ掌握する⁽¹⁾。そして、第三代王スルタン・アグン (Sultan Agung) 治下に、ジャワ西端のバンテン王国と VOC の居留地バタビアを除いてジャワのほぼ全域を支配下に治め、最盛期をむかえることになる。

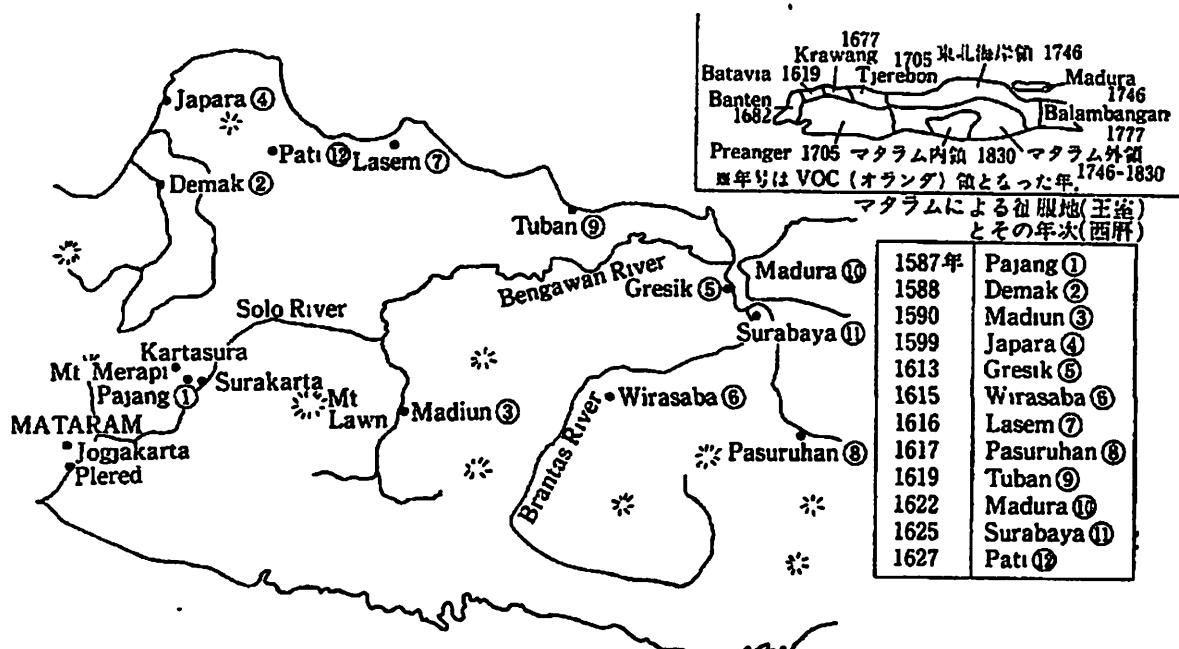
マタラムの領地拡大は、もちろん征服戦争によるものが大部分で、和議によって服属せしめた場合にも軍事力の優位を背景

(+) S. Moertono, *Siala and Statecraft in Old Java*: A
70, 1976.

- (4) S. Moertono, *State and Statecraft in Old Java: A Study of the Later Mataram Period, 16th to 19th Century*, Ithaca, N. Y., 1968.

(5) M. C. Ricklefs, *Jogjakarta under Sultan Mangkunegumi, 1749—1792, A History of the Division of Java*,

マタラム王国の征服地略図



にしていたことは言うまでもない。すなわち、実力によって各地の支配者を服属させたのであり、そのことは当然、支配階級内部の矛盾が実力によって表面化することを不可避としていた。度重なる王位継承戦争や大規模な内乱はその典型であり、その度ごとに軍事的援助をうける代償としてVOCへの領土割譲と内政干渉を許す結果となっている（マタラム王国略年表参照）。

マタラム国家衰退の兆しは、早くも第四代王アマンクラート一世治下に、マドゥラ王子トルナジャヤ（Trunajaya）の乱の鎮圧でVOCにクランポンとブレアンゲルの一部を割譲したことから始まり、決定的には一七四〇—四五年の華僑暴動鎮圧の際に東北海岸領（Pasisir）割譲による北岸貿易港の喪失、それに第三次王位継承戦争によるジョクジャカルタ王家とスラカルタ王家への分裂であった（一七四九年）。

このように、マタラム国家の興亡の歴史は、その実力的性格を特徴としており、したがって王は支配階級内部の分裂・抗争を未然に防ぐために様々な統一政策をとっている。

まず注目すべきは、王権の実力的性格を精神面で宥和するために、支配イデオロギーの役割が重視されていることである。しかもその場合、先行国家体制の枠組をテコとして、王が正統な後継者（太古以来の伝承上の王の末裔であるといった主張を含めて）であるとする論理によって、自己の支配を強化するのが特徴である。

マタラム国家は、イスラム教の強い影響を受けているので、王と神を同一視することはないが、王は神と世俗を仲介する唯

マタラム王国略年表

| 王位(西暦) | 主な内乱 | VOCへの領土割譲 |
|--|------------------------|---|
| 1 Senapati Ingala (1582—1601) | | |
| 2 Seda-ing-Krapjak (1601—1613) | | |
| 3 Sultan Agung (1613—1645) | | |
| 4 Amangkurat I (1645—1677) | Trunadjaja の乱 (1675) | 1677, Krawang, |
| 5 Amangkurat II (1677—1703) | | 1705, Tjerebon, Prianger 東部 Madura. |
| 6 Amangkurat III (1703—1705) | 第1次王位継承戦争 (1703—08) | |
| 7 Pakubuwana I (1705—1719) | | |
| 8 Amangkurat IV (1719—1726) | 第2次王位継承戦争 (1718—23) | |
| 9 Pakubuwana II (1726—1749) | 華僑暴動 (1740—45) | 1746. 東北海岸領. 全 Madura. |
| 10 Jogjakarta Mangkubumi I (1749—1792) Surakarta Pakubuwana III (1749—1788) | 第3次王位継承戦争 (1746—55) | 1777. Balambangan. 1830. マタラム内領・ 外領 |

一の存在であり、地上における神の代理人と見做される。言い換れば、王権神授説にも似た論理によつて王の絶対的権力が主張されるのである。しかも、その正統性の根拠として、先行王朝の後継者であることを必須要件としているので、その証しが様々な方法においてなされる。マタラムの歴代王は、マジャパヒトの王冠や家宝（「サカリ超能力をもつとされるジャワの短剣等」）を継承したと言われるし、あるいは政略結婚による先行王朝との血縁関係も重視された。例えば、マタラム軍がデマック王族の一人であったマディウン王の領土を制圧したとき、スナパティ（Senapati Ingala 初代マタラム王）はその王女を妻とし、デマック王家との姻戚関係をつくつて立つ。これによつて先行王朝デマックとの血縁関係が成り立つ。ひいてはマジャパヒトをはじめとする古代ジャワ帝国の正統な後継者たることを主張する有力な根拠とされたのである。

また、各王がジャワの年代記を編纂させるにあたつて、支配の正統性を示す証しとしてジャワ的神秘主義を利用したことにも注目してよい。一例をあげると、バクブワナ（Pakubuwana）二世に関する年代記の叙述では、王自身が南洋の神ラトゥ・キドゥル（Ratu Kidul）の権化であるとし、聖地マウント・ラウ（Maunt Lawu）に住むとされる伝説上の聖者スナン・ラウ（Sunan Lawu）⁽⁸⁾の娘を妻にしたとしていることなどにも示されていく。

また、ゲスティ (gusti 主人) 対カウラ (kawula 召使) として表現される王対民衆の関係も、宿命的な人格的依存関係として説かれており、支配者のみが神秘主義 (wadi) を利用でも、神聖な知識 (ngelmu) を身につけることがやめと語る。かかる宿命論的な觀念は、ハヤハ固有の神秘主義の上に、イスラム的な予定論 (tekdr) を融合せたものと考えることもやめう。

次に、王を頂点とする支配体制を正当化し、支配階級内縁の矛盾を調停する公的機能として、支配階級の位階制的編成がある。王権は諸階級を一定の身分的地位におくことによじ、その実力的支配を公的関係として展開せしむる。

まず王自身について見ると、スルタン・アグンは文字どおりスルタンの称号を用いてゐるが、同時にススフナン・ンガラガ・マタラム (Susuhunan Ngalaga Mataram)とも称している。ススフナンとは聖職者の称号であるスナン (Sunan) を語源とし、ジャワでは最高の神聖な地位を表わす称められてしまふ。ジャワ固有の起源を持つ。スルタン・アグンの次王アマンクラート一世からは、スルタンではなくススフナンの称号を用いており、これにイバラム化の不徹底が見られる。⁽¹⁾

また、王子はベンゲラハ (Pangeran) という称号を用い、宮廷の辯釋 (patih) はサハム・アドバイ (Raden Adipati) と、貴族としては最高の称号が与えられる。やがてが王の親族や高位官僚であることを示すのに、ゲスト (Gusti)、トゥマンクハ (Tumenggung)、ラデン (Raden)、ハガブイ

(Ngabehi)、ランガ (Rangga) 等の称号がある。これらの称号は、朝廷内の貴族・官僚層ばかりでなく、地方支配を委任された首長層にも与えられてゐる。支配層内部の上下関係については、称められる表示の他にも、ヤボヌ・ラの生詠祭 (Garebeg Moelod) やH族と官僚が一緒に歌ふとか、座席の序列によるて官僚ヒタルキーにおける各自の地位はあわめて明瞭に示される。⁽²⁾

支配体制の中において独自の地位を与えられたのが聖職者である。周知のように、イスラム教の世界では、キリスト教のような独自に組織された聖職者ヒュラルキーは存在しないが、しかし都市にあるモスクの長 (penguluu) などは、土地を下賜された上、行政機構内にその地位を認められ、下位聖職者の任命権を持つていた。

以上、本節では、マタラム国家における支配の実力的性格、それを正統化する論理と支配層の階層編成について概観した。これらは、必ずしもマタラム国家を特徴づける重要な指標であるが、しかしその歴史的性質を考えるためにには、やはり前近代の社会構造を規定する要因として最も重視すべき土地所有関係の検討が必要であろう。そこで次節では、マタラム国家における土地所有権=租税收取権の編成について、その諸特徴を検討してみる。

(1) Pigeaud and de Graaf, *op. cit.*, pp. 26—33. 路図に示したほんの一部、一六世紀末には四組ハヤハ・トゥマンクハ地方の支配者たるに、チヨリボン (Cheribon) 家族 (マ

タラムの國王) シナヒトアハマの宗主權を認めた。

de Graaf, *De Regering van Sultan Agung*, op. cit., blz.

193. もだ、實質的な支配權は成るやうなないだらしく思ふが、
タラム・ハラム・シナヒトアハマ (Djambi) やダルハラ (Palembang)、座都モルモトセハラヤ・ラハ (Bandjar
Masin) 及ベカタナ (Sukadana) の如きはもとより宗
主權を認めた。貿易を禁じた (ナサニヤルムヒ)。

de Graaf, *De Regering van Suman Mangku-Rat I*, op.
cit., blz. 53—67.

(2) 形式上には租借の形をとる、100世帯に毎年11万レ
バーン支拂うたが、回数は年は回数はドロドロハナ人監督
官 (Resident) の職務の行使の命令に随して100の承認
を要する。Ricklefs, op. cit., p. 38.

(3) *Ibid.*, pp. 68—71.

(4) Schrieke, op. cit., p. 7.

(5) Pigeaud and de Graaf, op. cit., p. 32. ヤタラム國家
はタラム、高麗總領は支配体制を維持する常套手段やむ
べ、本邦では外國外なら、他の國家民族の間では威儀
關係上での威儀を地方首長や領主の威儀に付さざる。
Moertono, op. cit., pp. 108—109.

(6) Schrieke, op. cit., p. 10. ナラムの年代記 Babad
Tanah Djawi によると。

(7) Moertono, op. cit., pp. 14—16.

(8) *Ibid.*, p. 38. ナラムの威儀をだすべき教皇、神秘主

鐵道性格の想ひベーハー派が主流であり、シナヒトアハマの
接觸主導的取扱いを示す特徴があつたと想われるのである。

A. H. Johns, "Sufism as a Category in Indonesian
Literature and History," *Journal of Southeast Asian
History*, vol. 4, no. 1, 1963.

(9) Moertono, op. cit., p. 99.

II 土地=農民支配の特徴

I 地域の編成と地方支配

ヤタラム王の支配した地域 (100の都認以前) は、大ま
く分けてヤタラム左領 (Negara Agung)、右領 (Mantjanegara)
東北海岸領、トレトンケン領、海外領 (Tanah Sabrang) から
成るが、海外領についてはなぜかかく御領名が記載は及んで
ないだらしく思われる。

左領とは、ヤン王國が中締ジャワを制覇していく時代に、
バヤン・ハラム等の謀の恩賞として、ヤン王がキ・バマナ
ベハ (Ki Pamanahan バナバトの父) にヤタラムの地を
下賜したのが起源とされる。したがって、前述ヤタラム王
家はバヤン支配下の一領主に過ぎなかつたのである。ヤタラム
の頭領となると、左領には王の直轄地 (Narawita=首都およ
びその周辺の城、首領は1660年ほど Piered' それ以後
Kartasura) もあつて、王の親族や直属の高位官僚の封地
(tanah lungguh) を認定されたようになつた。

たに獲得した領地であり、これを統治するにあたっては、王の親族や宮廷内の官僚を征服地の支配者＝ブバティ (bupati) として派遣するという方法がとられた。ただし、和議によつてマタラムの支配権を認めた地方支配者 (王室) に対しては、姻戚関係を結んだ上で、当該地方の支配権を温存した場合もある。例えば、スルタン・アグンは、西部ジャワのチニリボン王家に對して、その王女を妻にした上でチニリボン王の支配権を承認している。⁽⁸⁾ (一五九〇年)。

大規模な封地の所有者は王の親族や宰相であるが、様々な下級官僚クリウォン (Kliwon) にまで小規模ではあれ封地が付与されているので、内領はかなり細分化していたものと思われる。また、外領や東北海岸領、ブレアングル領が何人のブバティによって分割統治されていたかは明確ではないが、東北海岸領については、トマ (P.H. D. Clive Day) が三六のブバティ支配地域 (regency) ⁽⁹⁾ から成るとしている⁽¹⁰⁾。これに対し、リックレフスは約三〇としている⁽¹¹⁾。

次に注目しておきたいのは、封地所有者やブバティの支配権についてである。彼らは後述する各種租税の收取権や徵兵権の他に、独自の裁判権や下級官吏の任免権も認められ、また財政面でも一定の自律性をもつていたと考えられる。各ブバティは、マタラム中央に類似した支配体制をとつていたと看われるし、下位首長やブバティの親族に封地を付与していた例もある⁽¹²⁾。

しかし、同時に王は宮廷官僚やブバティの任免権を掌握して

おり、官僚やブバティの権力強化を防止するために、いわゆる転封・改易も行つてゐる。一例をあげると、アマンクラート一世は、一六六〇年にペティ (Pati) のブバティを、一六六一年にはヤバラ (Japara) のブバティを、ともに VOC と独自の交易関係を結んだことを理由に処刑している⁽¹³⁾。これは、ブバティが王のコントロールを越えて外交・貿易活動に乗り出したことに対する措置であり、王による外交と貿易の独占を実力によつて確保した例である。時期的、地域的な相異はあるとしても、やはり王の機能が、ブバティの支配権に對して、より規定的であつたと考へざるを得ない。しかし、先の例は、マタラム国家の支配体制に王の専制的権力とブバティらの領域的支配権との矛盾^{II} 対抗が内包されていることをも示しているのであって、それが地方反乱として表面化した例も少なくない。一六一七年、バヤンのブバティは、當時まだマタラムから独立を保つていたトゥバン (Tuban) の支持を得て反乱を起こしている⁽¹⁴⁾。第一次王位継承戦争の際には、マドゥラのブバティとスラバヤのブバティが同盟を結び、パンゲラン・ブーケル (Pangeran Puger) 後のバクブワナ一世) の支持を得て、アマンクラート三世に反逆したという例もある⁽¹⁵⁾。

ブバティや封地所有者は、地方支配における一定の自律的権限を付与されているが、しかし、王は彼らの権力強化を防止するため、あくまで任免権を掌握して世襲を公的には制度化していない⁽¹⁶⁾。この点でも、マタラム国家においては、王の専制的権力と地方支配者の領域的支配権との矛盾^{II} 対抗を内包しながら

| 年 次 | 内領のチャチャ数 | 外領のチャチャ数 | 推定人口 |
|-------|--|---|-------|
| 1755年 | 106,200 ジョクジャカルタ 53,100 スラカルタ 53,100 | 66,300 ジョクジャカルタ 33,950 スラカルタ 32,350 | 86万人 |
| 1773年 | 138,940 | 63,150 | 101万人 |

(出典) Ricklefs, *op. cit.*, p. 71, 159 より作成。

(注) 1773年には、それまで外領であった Kaduwang, Banjumas, Pamerdan, Patjitan の各地が内領に編入されている。推定人口は一世帯 5人として算出。

ら、やはり前者による上からの統制が強力であったと見るべきであろう。

(1) 租税收取権の編成

次に地方における土地所有関係を検討するが、ここではその実現形態たる租税收取関係に着目してみる。

ジャワ中・東部では、少なくとも一六世紀以降、「マロン制」(Maron-stelsel) と呼ばれる生産物の分配=租税制度が普及していた。この制度の原則は、収穫(主に米)を五等分して、王が五分の一、徴税にあたるブクル(bukul)が五分の一、直接生産者=農民が五分の二を取得することにあった。実際には、ブクルに対して五分の一取得分に相応する職田(bengkok)を与えることが多かったので、それを除く耕地の五分の四が課税地となり、課税地の収穫を王(および下位支配者)と農民が折半することを原則とした。

この課税地の単位がチャチャ(tjatja)で表示された。一チ

チャチャは、一世帯が農業のみで生計をたてられる耕地規模には相当し、後年にカルジャ(kardja)あるいはバウ(bahu)と言われた面積単位にあたる。⁽¹⁴⁾

また、チャチャが軍事力を示す単位でもあったことに注目しておきたい。既述のようなマタラム国家の実力的性格から判るように、行政の重要な機能のひとつは軍事的なそれであり、戦時には各世帯は少なくとも一人の軍役を出すことが義務づけられていたので、チャチャ数は支配層の徴兵力の表現でもあったのである。一八世紀中ごろのVOCの記録によれば、ジョクジャカルタ家の王マンクーブミの支配地域は一〇万チャチャとされており、これは一〇万の兵を徴発しうることをも示していたのである。⁽¹⁵⁾ このように、チャチャは耕地に対する課税単位であると同時に、軍事力の表現でもあったのである。

マタラム全体のチャチャ数は明らかではないが、ジョクジャカルタ王家とスラカルタ王家への分裂以後(一八世紀後半)の内領と外領のチャチャ数は上の表の如くである。

チャチャに対して農民が負担する租税は、パジュック(pajuek)という現物または金納の土地税と、王および下位の支配者層が收取するグラダック(gladag)という賦役、それに王による臨時の追徴税(poendoetan)から成っていた。そこで次に、内領、外領、東北海岸領、ブレアングル領の順に、オランダ領編入以前のパジュック收取権の編成を見てみる。

まず内領では、王はその收取権を封地所有者に移譲するが、新たに封地所有者となつた者は、初めて收取したパジュックの

み封地下賜に対する獻上金として貨幣で王に上納する。封地所有者は、ブルクに対しても徵稅請負義務と職田所有權の内容を規定した証書＝ピアグム (piagam) を与えて實際の徵稅にあらざる。封地は、村落を単位として複數の村落を下賜するのが基本である。この封地では、前述の「ヤロハ制」に基いて封地所有者と農民が収穫を折半することになる。封地の規模は官職の地位によつて異なるが、例えば宰相に直屬する十二人の高官＝ウニダナ (wedana) の場合、千～数千チャチャの封地を所有し、ウニダナの下位にあるクリウォンでも數十～数百のチャチャを封地として所有していく（一八世紀中叶⁽¹⁹⁾）。また、王の直營地は、ウニダナ・ミジ (Wedana Midji) と呼ばれる官僚によって管理され、米をはじめとする様々な食糧が王家に供給されているが、直營地の規模は明らかではない。

次に、外領と東北海岸領の收取関係をみると、ここでは職田

を除く課稅地の収穫を農民と王（および下位支配者）で折半するものが基本である。後者の取得分からは、ブバティがその五分の一、下級官吏が五分の一、王への上納分が五分の三や分配されたというから、王の取得分は全体の10分の3（職田を含むると全耕地の収穫の二五分の六＝11回⁽²⁰⁾）となることになる。バジックを貨幣で納める場合は、一七世紀には一チャチャあたり四分の一レアル（一分の一チャチャの米収量の平均価格）であったが、一八世紀に入るとこれが一レアルに上昇している。詳しい経緯が判らないので、これが貨幣価値の下落によるものであるのか、それとも収奪の強化に基づくものであるの

かといった点については明確な判断は下せない。ただし、一七世紀段階では、バジックは年に一度、すなわちマホメットの生誕祭（回教暦三月）に徵收して、たが、一八世紀に入ると年に一度行うようになった (Garebag Moelod に加えて Garebag Poeasa＝断食の終了を祝う祭—回教暦九月に徵收)。これは灌溉技術の向上などから二期作が普及したためであり、したがって金納稅の増徴は一定の農業生産力の上昇に対応した収奪強化であった可能性もある。

次にブレアンゲル地方では、王は外領や東北海岸領のようなバジック課稅や賦役徵發を行わず、すべて一世帯年間一レアルの人頭稅による徵收とし、現物稅は各地の特產物（綿糸、藍、磁石、鳥獸の毛皮等）の上納のみを義務づけている（一七世紀後半）。これは、当地が宮廷から遠くにあって現物輸送が困難であることや、山岳地帯が多く未だ燒畑移動農耕を中心とするため、耕地を単位とした課稅が出来なかつたためである。一六四一年にスルタン・アグンがブレアンゲル領内のバンドゥン (Bandoeng)、パラカンマンチャハ (Parakanmoentjang)、ベカポラ (Soekapoera) の三地方にブバティを任命したとか、各ブバティには支配領域を示すのではなく、支配対象の三数を示している。また、当地のブバティには、王の徵稅とは別に生産物の一〇分の一税 (チニク、tjoke) も各戸から徵收する」とが認められていく。

以上から、マタラム國家におけるバジック收取編成に特徴的な点は、收取權が重層化し、その頂点に王が位置している

とである。土地所有関係が租税收取によって実体化するものである以上、これは王を頂点とする土地所有関係の階層制的編成を示すものと言えよう。かかる特徴は、租税のもう一つの形態である賦役の徵発権においても同様にみられるのである。

マタラム国家における賦役は、國家（王）が收取する賦役（herendienst=pegawejan）から、アベティや封地所有者、さらにには村落支配層が徵発する賦役（pantjendienst、各首長即ちの雜役や職田耕作）まで多様である。

國家の收取する賦役には、水利、道路、宮殿建設などの公共事業の他に軍役がある。特に軍役は徵兵權のあり方をみると重要であるが、これでは王がその統帥權を最終的に掌握したこととに注目しておきたい。スルタン・アゲンは、一六二四年にスマバヤを攻撃した際には約二万の兵を、また一六二八年にバタビアを包囲した時には三万の兵を送っているが、その大部分は徵兵に拠っていたという。一六二四年の『マタラム城日誌』でも、当時のマタラムの戦力は、兵三万、荷車八千、帆船五百と記しており、強國スマバヤやバタビア攻撃には最大限の軍役を徵発したことになる。先に見たように、アベティが独自に軍事力を組織して反乱を起こすという例もあるが、基本的には王の徵兵力の方が優位に立つたとさえられる。

日常的な各種賦役の負担がどの程度であつたのか、詳しく述べて不明である。ただ、かなり後の時代になると、オランダ領編入後の東北海岸領のスマバヤ地方を例に取ると、各々の賦役負担者は、官吏等での雜役、公文書配達、治安警備、

公共事業、物資輸送、オランダ植民地政府のヨーヒー栽培などの賦役を分担しており、その中でアベティをはじめとする各級官吏が收取する賦役量をみると、一日にアベティ一七〇人、アベティ四〇人、マントリ以下多数の下級官吏一一〇人や、その合計は五千人にも達しており、賦役負担者は年間四~五ヶ月も出役することになる。オランダ政府のヨーヒー栽培では、六ヶ月に達する場合もあるという。VOCへの領土割譲以後は、基本的にはマタラム国家の收取分をオランダが継承しているのであり、右のような苛酷な賦役徵発がマタラム領内でも行われていた可能性が強い。

以上の検討から、マタラム国家では、王の專制的權力と地方支配者の領域的支配權との矛盾=対抗という側面を孕みつつある。租税收取権の重層構造に規定されて、王を頂点とする土地所有関係の階層制的編成がみられる点に特徴があつたと言えいだ。

(1) de Graaf, *De Regering van Panembahan Senapati*

Ingalaga, op. cit., blz. 44.

(2) G. P. Rouffaer, "Vorstenlanden", *Adatrechtbundel*, Vol. XXXIV, Serie D, no. 81, blz. 282.

(3) Moertono, *op. cit.*, pp. 108-109.

(4) P. H. D. Clive Day, *The Policy and Administration of the Dutch in Java*, London, 1904, p. 94.

(5) Ricklefs, *op. cit.*, p. 247.

(6) S. Kalf, "Javaansche hoofdambtenaren", *Koloniaal Tijdschrift*, 1920, blz. 498. Day, *op. cit.*, p. 110.

- (~) *Sejarah Nasional Indonesia*, Jakarta, Departemen Pendidikan Dan Kebudayaan-R. I., 1975, 6 vols., IV, h. 6. Kalfi, *op. cit.*, blz. 499. *Onderzoek naar de Mindere Wevaart der Inlandsch Bevolking op Java en Madura*, 33 vols., Batavia, 1904—1914 (『』 OMW) IX, blz. 128.
- (∞) *Sejarah Nasional Indonesia*, *op. cit.*, h. 21. Moertono, *op. cit.*, p. 111.
- (∞) de Graaf, *De Regering van Sultan Mangku-Rat I*, *op. cit.*, blz. 143. Pigeaud and de Graaf, *op. cit.*, p. 61.
- (Ω) de Graaf, *De Regering van Sultan Agung*, *op. cit.*, blz. 43—45.
- (11) Moertono, *op. cit.*, p. 105.
- (12) ジタクルタスラカルタの封地は、1番多くは先代の封地で、1番少くは領地全体の1/400、ハロリの封地は約半分の半数程度である。
- (13) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 316.
- (14) *Eindresumé van het bij Gouvernement besluit d. d. 10 Juni 1867 no. 2 betrekken onderzoek naar de rechten van den inlander op den grond op Java en Madura*, 3 vols., Batavia, 1876, 1880, 1896. (『』 Eindresumé) III, blz. 7. OMW, IX blz. 117.
- (15) Ricklefs, *op. cit.*, pp. 422—423.
- (16) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 314.

(17) たゞ、ハロクジャカルタとペヤカルタへの分裂以後、新規の分化が進んだため、同一村落内に複数のハクス（出金）が現れる事態が生じ、「村落騒争」（perang-desa）が豈くね々新規をめぐる土葬紛争が各地で起つて、Rouffaer, *op. cit.*, blz. 316.

(18) *Eindresumé*, II, blz. 112.

(19) Schriek, *op. cit.*, pp. 163—168.

(20) Moertono, *op. cit.*, p. 116. 1861年の王侯領では、ハロリの直営地はハラカルタや領地全体の1/400、ハロリの封地は約半分の半数程度である。参考までに同時期のハ族と加族の新規および直営地の内訳をチャチャ数で示す。

| | ジタクルタスラカルタ | ジタクルタスラカルタ |
|-------|------------------|------------------|
| 王族の封地 | 13440 (100人) | 6800 (280人) |
| 官僚の封地 | 17600 (2008人) | 16000 (2586人) |
| 王の直営地 | 5600 | 6000 |
| 合 計 | 36640 | 28800 |

(出典) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 307 より作成。

- (21) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 305 Moertono, *op. cit.*, p. 116.
- (22) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 303.
- (23) OMW, IX, blz. 112.
- (24) Schriek, *op. cit.*, p. 138.
- (25) *Ibid.*, p. 131.
- (26) Moertono, *op. cit.*, p. 146.

わやぶらのべ

小論では、タハム国家における支配体制について、第一に、その実力的支配を正統化する固有の支配原理、第二に、土地所有關係の階層制的編成に規定された支配階級による権力分布と王權の專制的性格を把握した。かかる特徴は、当該社会の歴史的性格を考える上で踏まえるべき論点やあらうと思われるが、しかしながらお検討すべき重要課題も残されてゐる。

かくいふば、社会構造の性格を規定する上で重視すべき直接

生産者の存在形態の問題がある。家族労働力を再生産の基本単位とするより、小農民経営がどの程度展開してゐるか、逆に中核的農家に寄生する雑農度の強い農民層（ムアンバン等の名稱で知られる雑農農民）の農業生産に占める比率、あるいは戦争撲滅＝「奴隸」の生産的労働への関与如何と、たゞが重要な問題である。むかば、國家の構造的特質に關連して、王の專制的権力と地方支配者の領域的支配との矛盾＝対抗といふとの内容も歴史的に検証してみる必要がある。そうでなければ、専制的國家権力といふ特徴が超歴史的に理解される危険性がある。要するに、これらの課題の検討を通して、社会構造の發展的契機をより明確にしむことが必要であらう。

知りうる史実が断片的であるために、小論では課題の動態的分析に欠けてゐるが、今後新たな史料発掘と共に再検討したいと考えております。小論はあくまでもそのための覚書にすぎない。